

第19号議案

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正については、これを承認する。

令和元年7月4日

滋賀県教育委員会

記

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程を次のとおり改正することにつき、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和元年6月28日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成9年滋賀県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号備考、別記様式第2号備考4および別記様式第3号備考2中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができます。